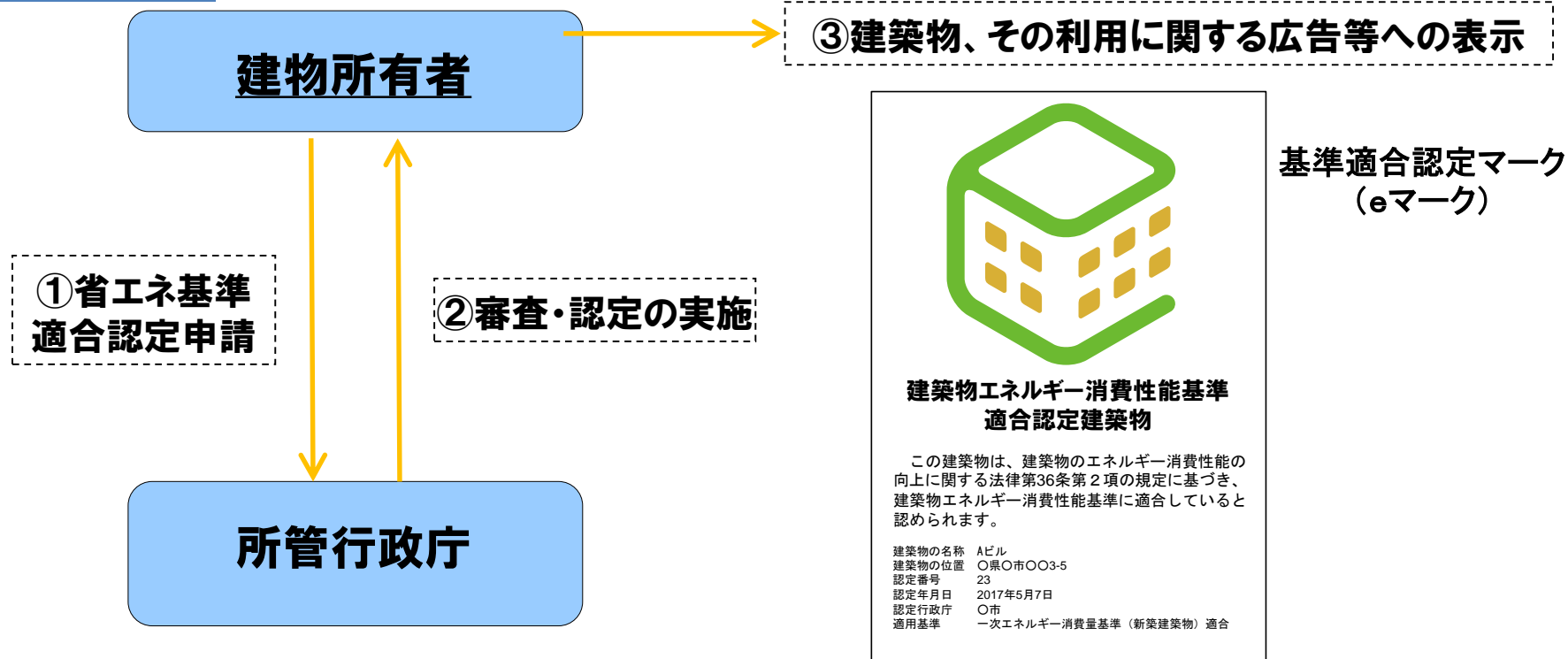


法第36条の基準適合認定・表示制度

- **建築物の所有者は申請により、建築物が省エネ基準に適合している旨の所管行政庁による認定を受けることができる。**
- **認定を受けた建築物、その利用に関する広告等については、認定を受けた旨の表示(基準適合認定マーク)をすることができる。**

平成28年4月施行予定

表示スキーム



※36条表示は、7条表示ガイドラインで定める表示に該当